

令和5年度 第12回 国立大学法人三重大学役員会 議事概要

日時 令和5年8月22日（火） 14時35分～14時50分

場所 事務局2階 大会議室

【一部の構成員等（※を付した者）はオンラインで出席】

出席者 伊藤学長

鶴原、酒井、吉岡、木下、西岡、※田中 各理事

欠席者 なし

陪席者 服部監事

池田、佐久間、尾西、今西 各副理事

財務部長、学務部長、施設部長、研究・地域連携部長、国際・情報部長、

医学・病院管理部長

人事労務課長

企画総務部総務チーム

I. 審議事項

1. 三重大学みえの未来図共創機構感染症みらい社会教育研究センター規程の制定等について
学長から、「資料：審－1」に基づき、令和4年9月に設置された医学部感染症危機管理人材育成センターを「感染症みらい社会教育研究センター」へと発展させ、全学組織としてみえの未来図共創機構に設置するため、規程の制定等を行うことについて説明があり、審議の結果、原案どおり承認された。
2. 学長の裁量による若手の女性教員増員措置について
人事労務課長から、「資料：審－2」に基づき、大学全体の研究力活性化並びにダイバーシティ推進の観点から、学長の裁量により若手の女性教員増員措置を講じることにに関して、工学研究科から雇用計画の追加申請があったことについて説明があった。続いて、現在の工学研究科の若手女性教員比率等を鑑み、特例として雇用枠の選考を行い、1枠を採択と決定することについて説明があり、審議の結果、原案どおり承認された。
3. 三重大学における障害を理由とする差別の解消に関する第三者委員会規程の一部改正について
鶴原理事から、「資料：審－3」に基づき、「三重大学における障害を理由とする差別の解消に関する第三者委員会」の構成員となる弁護士については、障害者福祉に関する専門知識を有することが必要であるにも関わらず、その点が明記されていなかったこと、また障害者福祉に関する専門知識を有する弁護士であれば、必ずしも三重弁護士会推薦の弁護士である必要がないことから、同規程を一部改正することについて説明があり、審議の結果、原案どおり承認された。

4. 高等教育デザイン・推進機構講師の採用（再任）について

高等教育デザイン・推進機構長（鶴原理事）から、「資料：審－4」に基づき、高等教育デザイン・推進機構運営会議にて承認され、人事委員会にて審議を行った講師の採用候補者の選考について説明があり、審議の結果、原案どおり承認された。

5. その他

なし

II. 報告事項

1. 学生総合支援機構の教員の選考について（取り下げ）

学生総合支援機構長（鶴原理事）から、「資料：報－1」に基づき、令和5年7月25日の役員会にて決定した採用候補者が採用を辞退したため、採用候補者の決定を取り下げ、改めて採用候補者を選考することについて報告があった。

2. 医学部附属病院収支報告について

池田病院長（副理事）から、「資料：報－2」に基づき、令和5年度6月実績の医学部附属病院の収支状況について報告があった。

3. その他

なし

以上